

令和4年度 第4回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和4年7月12日（火） 午後2時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (12人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	9番 中本 敏彦
	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀	13番 福田 昌治
欠席委員 (1人)	8番 伊藤 英之			
出席推進委員 (11人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	小前 茂雄	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広
	澤田 光秋	石賀 昭則	河上 幸徳	
欠席推進委員 (1人)	入江 敏朗			
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 每田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について 議案第17号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について 議案第18号 買受適格証明願の処理について 議案第19号 琴浦町の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対し意見を求めるについて			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和4年度 第4回琴浦町農業委員会総会を開催します。
全員	初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
議長	(農業委員会憲章の唱和)
事務局	成立宣言を事務局にお願いします。
議長	ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和4年度 第4回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡のあった委員は、8番伊藤委員です。なお、推進委員の欠席者は入江委員です。以上です。
事務局	議事録署名委員の指名ですが、7番 石賀英男委員、12番 前田委員にお願いします。
事務局	それでは議事に入ります。議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
事務局	申請番号6番と申請番号7番は交換になりますので、一括で説明をさせていただきます。
事務局	申請番号6番 農地の所在 大字籠津 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2, 339m ² 。申請番号7番 農地の所在 大字籠津 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2, 399m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は交換になります。
事務局	本案件は、譲渡人と譲受人が双方で協議をされた結果、お互いが所有する農地に隣接している申請地を、農作業の効率化を図るために交換することになり申請をされたものです。
事務局	申請番号8番と申請番号9番は、譲渡人と譲受人が同一となりますので、一括で説明をさせていただきます。
事務局	申請番号8番 農地の所在 大字丸尾 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積988m ² 。申請地は他に2筆あり、3筆の合計面積は2, 379m ² になります。申請番号9番 農地の所在 大字徳万 [REDACTED]、登記簿地目 雜種地、現況地目 畑、面積74m ² 。申請地は他に3筆あり、4筆の合計面積は140m ² になります。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。なお、申請番号9番の申請地4筆は5名の共有名義となっていて、備考欄にも記載してありますように、譲渡人の共有持分は5分の1となります。
事務局	本案件は、譲渡人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。
事務局	売買価格は整理番号8番が3筆全体で約 [REDACTED] 円、整理番号 [REDACTED]

	<p>9番が4筆全体で約 [REDACTED] 円の合計 [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円になります。</p> <p>2ページをご覧ください。申請番号10番 農地の所在 大字浦安 [REDACTED] [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積523m²。申請地は他に2筆あり、3筆の合計面積は698m²になります。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。</p> <p>本案件は、以前から耕作放棄地となっていた申請地を、譲受人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は家庭菜園として利用される予定です。</p> <p>売買価格は3筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円になります。</p> <p>譲受人世帯は農家ではありませんが、本案件の申請地は譲受人の持ち家から約100mの距離に位置している、農振農用地区域外の農地であることから、令和2年12月総会で定めた下限面積の別断面積0.1aの適用が可能であり、許可相当と判断されるものと考えます。</p> <p>以上の5件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>3ページから9ページをご覧ください。議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。</p> <p>申請番号5番 農地の所在 大字逢東 [REDACTED] [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積222m²。貸人、借人とともに琴浦町内の個人で、祖母と孫の間柄です。権利の区分は使用貸借権、施設の概要は一般住宅になります。</p> <p>農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きは必要ありません。</p> <p>転用事由の詳細について説明します。現在、借人は奥さんと2人で町内のアパートに住んでおられます。先日、借人のご両親から、祖母と祖</p>
議長	
事務局	

父名義の土地に新居を建ててはどうかという提案があり、奥さんとも相談をされた結果、借人の実家からも近く、長年暮らし慣れた地域の中に位置している申請地に、居宅の新築を計画して申請をされたものです。

5ページの説明図をご覧ください。備考欄にも記載していますが住宅建築の敷地については、西側に隣接する宅地 [REDACTED] と申請地を一体的に利用する計画となっていて、総面積は 319.28 m²となるということです。

工期は今年9月から6ヶ月間を予定されています。

土地造成について説明します。申請地では、建物の周囲 1 m 四方に真砂土を敷いて整地した後、木造 2 階建ての住宅を建築し、あわせて 2 台分の駐車スペースを整備する計画となっています。

資金調達計画について説明します。埋立整地費、住宅建築費の合計がおよそ [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の融資証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。雨水については、前面道路となる町道逢束下大江線には側溝が整備されていないことから、自己敷地内に雨水浸透枡を設置して処理し、生活排水については、公共下水道に接続して処理する計画となっています。

4ページと 5 ページの説明図にもありますように、申請地には隣接している農地はありませんが、南側から西側にかけて位置している雑種地 [REDACTED] は、以前から周辺農地への通作路として利用されていたそうで、転用事業完了後もこれまでどおりに利用可能だということですので、通作に対しても支障はないものと考えています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は逢束集落内に位置し、農業上の公共投資が行われていないことなどから「第2種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定については、既存集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置される場合に適用される「集落接続」に該当することから、転用はやむを得ないと思われます。

申請番号 6 番 農地の所在 大字鈴字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積 983 m² の内 491.46 m²。貸人、借人とともに琴浦町内の個人で、親と子の間柄です。権利の区分は使用貸借権、施設の概要は一般住宅になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。借人は奥さんとお子さんの 3 人家族で、現在は借人のご両親と一緒に暮らしておられます。子どもの成長に伴い手狭に感じるようになってきたことから、居宅の新築を計画

議長
福本委員

して申請をされたものです。当初、建設用地には農地以外の土地を検討しておられたようですが、立地条件や予算面等が折りあう適地がなかなか見つからなかったようです。こうした状況の中、現在の居宅に隣接する父親名義の申請地を無償で借り受けることとなり、一般住宅の建築と駐車スペースの整備に必要となる北側部分のみを申請し、転用残地となる南側部分については、引き続き農地として利用される予定だということです。

工期は今年9月から8ヶ月間を予定されています。

土地造成について説明します。申請地では、盛土や切土を行わずに現状のまま利用する予定で、農地を均す程度の整地を行った後で木造平屋建の住宅を建築し、あわせて2台分の駐車スペースを整備する計画となっています。

資金調達計画について説明します。住宅建築費、その他費用の合計がおよそ [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の融資証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。雨水については、敷地内に新たに設置する雨水浸透枠を経由させた後、申請地西側の既設水路に放流して処理し、生活排水については、既設の公共下水道に接続して処理する計画となっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は効集落内に位置し、農業上の公共投資が行われていないことなどから「第2種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定については、既存集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置される場合に適用される「集落接続」に該当することから、転用はやむを得ないと思われます。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

申請番号5番について報告します。7月5日に松本委員、地区担当委員の三嶋委員、毎田補佐、私の4名で現地確認を行いました。

事務局の説明にもありましたように、申請地には隣接している農地はなく、現況は休耕状態となっていました。被害防除計画も適切であり、転用事業を行っても周辺の営農に支障はないと考えられますので、転用はやむを得ないと感じました。

ただし、申請地の西側には雑種地を隔てて複数の農地が存在し、その雑種地を通作路として利用されているようですので、転用後もこれまでどおり利用できるように残していただき、通作や営農に支障がないようにしてもらいたいと思います。

申請番号6番について報告します。7月5日に松本委員、地区担当委員の丸山委員、毎田補佐、私の4名で現地確認を行いました。

申請地は申請人の自宅に隣接している土地で、9ページの説明図にも

	<p>ありますように一部にはビニールハウスが建ててあり、自家用野菜を耕作しておられました。被害防除計画も適切であり、転用事業を行っても周辺の営農には支障はないと考えられますので、転用はやむを得ないと感じました。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第16号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する三浦委員、池山委員は退席をお願いします。</p> <p>(三浦委員、池山委員の退席を確認)</p> <p>議案第16号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10ページをご覧ください。議案第16号 農用地利用集積計画について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号378番 農地の所在 大字金屋 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積1, 233m²。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人です。 10a当たりの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和4年7月13日、終期は令和9年7月12日、期間は5年間で新規、内容は芝となっています。</p> <p>申請番号379番から、22ページの申請番号401番までの外23件についてはご覧のとおりです。</p> <p>23ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号402番 農地の所在 大字笠見 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1, 054m²。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は無償、始期は令和4年7月13日、終期は令和9年7月12日、期間は5年間で新規、内容は野菜となっています。</p> <p>申請番号403番から、30ページの申請番号416番までの外14件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、31ページの申請番号417番から、34ページの申請番号423番までの7件となっています。</p>

	<p>35ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。</p> <p>申請番号5番 農地の所在 大字逢東 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3, 062m²。申請地は他に6筆あり、7筆の合計面積は13, 270m²になります。譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。利用目的は野菜、売買価格は7筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは [REDACTED]円になります。移転時期、引渡時期はとともに令和4年7月31日となっています。</p> <p>申請番号6番 農地の所在 大字別所 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積745m²。申請地は他に3筆あり、4筆の合計面積は4, 138m²になります。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。利用目的は野菜、売買価格は4筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは約 [REDACTED]円になります。移転時期、引渡時期はとともに令和4年7月31日となっています。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(三浦委員、池山委員の復帰を確認)</p> <p>続きまして議案第17号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>37ページをご覧ください。議案第17号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)に対する意見を求めます。</p> <p>整理番号1番 権利の設定を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の所在地 琴浦町大字逢東 [REDACTED]、現況地目 田、面積 2, 751m²。権利の種類は使用貸借権、権利の内容は水田、契約期間は6年間、開始年月日は令和4年7月13日、終了年月日は令和10年6月7日、10a当たりの賃借料は無償となっています。</p> <p>整理番号2番から、43ページの整理番号9番までの外8件についてはご覧のとおりです。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p>

議長	<p>質問等が無いようですので、原案どおり提出することと決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第18号 買受適格証明願の処理について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>44ページをご覧ください。議案第18号 買受適格証明願の処理について 下記の申請について、平成30年3月30日付農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知（27経営第3195号・27農振第2146号「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」）により、買受適格証明書の発行及び証明書の交付を受けた当該願出者が当該売却の買受人となり、下記農地について農地法第3条等買受許可の申請書を提出した場合に、会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、専決許可をしてよいかについて本委員会の許可を求めます。</p> <p>議案の説明に入る前に、買受適格証明書について説明をさせていただきます。</p> <p>農地を取得する資格のない者が買受人となってしまうことを未然に防ぐため、農地の公売・競売への参加を希望する買受申出者には、農業委員会から買受適格証明書の交付を受けることが義務付けられています。本案件のように、1件の公売等に複数の者が参加する場合もあることから、買受適格証明書はあくまでも「農地の取得について農地法の許可が得られる見込みがあること」を証明するものであり、許可自体を証明するというものではありません。そのため、公売等での入札結果によって申請人が買受人に決定した場合には、あらためて農地法第3条申請書または第5条申請書を提出していただく必要がありますが、買受適格証明書を発行する際に審査は完了していることから、再度総会に諮るといった必要はなく、当初の計画と変わりないことを確認したうえで許可を行う旨の議決をしておくこととされています。</p> <p>それでは議案の説明に移りたいと思います。なお、今回の買受適格証明願の申請地は鳥取中部ふるさと広域連合の公売物件で、公売日時は7月15日となっています。</p> <p>先ほども説明をしましたように、整理番号1番と整理番号2番の申請地は同一の農地となります。農地の所在等はいずれも大字赤崎 [REDACTED] [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,033m²。申請人はいずれも琴浦町内の個人です。</p> <p>両申請人ともに、農地として利用することを目的に取得を希望されていることから、本案件は農地法第3条第1項の許可に準ずる買受適格証明となりますので、これから説明する許可基準4項目に照らし合わせて審査を行っていただくことになります。</p> <p>「全部効率利用要件」について説明します。</p>

	<p>労力総数、保有農機具については議案に記載してある通りで、両申請人ともに長年にわたり水稻を耕作されていますので、農業の技術は十分にあるものと考えています。</p> <p>「農作業従事要件」について説明します。</p> <p>通作距離については議案に記載してある通りで、年間の従事日数は、整理番号1番の申請人が250日、整理番号2番の申請人が300日ということですので、両申請人ともに農作業従事要件の基準である150日を満たしています。</p> <p>「下限面積要件」について説明します。</p> <p>この「下限面積要件」については、申請を行なおうとする時点での耕作面積と、新たに取得しようとする農地の面積とを合わせた面積で考えるもので、議案の経営面積欄に記載してありますように、両申請人ともに大字出上の下限面積30aを大きく超えているため、十分に要件を満たしています。</p> <p>「地域との調和要件」について説明します。</p> <p>この「地域との調和要件」とは、「農業の集団化」、「農作業の効率化」「その他、農地の効率的かつ総合的な利用」に支障が生じないことが要件となるもので、両申請人ともに周辺の農地と同じく水稻の耕作を希望されていることから、地域との調和に関するこれらの要件に支障はないものと思われます。</p> <p>以上の買受適格証明願2件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、証明書の発行要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
議長 事務局	<p>続きまして議案第19号 琴浦町の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対し意見を求めるについて 事務局の説明をお願いします。</p> <p>45ページから49ページをご覧ください。議案第19号 琴浦町の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対し意見を求めるについて琴浦町の農業の振興に関する計画にかかる農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号に基づく検証について、農業委員会の意見を求める。</p> <p>本議案の提案理由および内容につきましては、農林水産課に説明をお</p>

農林水産課	<p>願いしたいと思います。以上です。</p> <p>46ページをご覧ください。琴浦町長から琴浦町農業委員会長あてに令和4年6月20日付で、「令和4年度琴浦町の農業の振興に関する計画の検証について」という依頼文を提出しています。内容につきましては、ワイナリーを中心とした複合施設の建設に関連するもので、昨年も同じように委員の皆さんに検証していただきましたが、農業振興地域整備に関する法律施行規則の規定に基づき、琴浦町の農業の振興に関する計画、いわゆる27号計画において定期的な検証を行うこととしています。</p> <p>それでは内容について説明をしていきますので、47ページをご覧ください。</p> <p>「1. 「農業の振興に関する計画」について」は、計画を策定した際の主要な目的等を記載しているもので、「①ブドウ栽培による耕作放棄地の発生防止、解消等」、「②ワイン等の新たな加工品の推進」、「③レストランへの地元農畜水産物の使用による生産者の所得向上」、「④琴浦町の新たな魅力発信など」としています。</p> <p>「3. 対象施設及び検証内容について」説明しますので、表をご覧ください。これにつきましては、アの「町内における加工用ぶどうの作付面積」、イの「施設の整備状況」の2点について、計画が定められた令和3年度から5年が経過する令和7年度までの間、毎年検証を行うこととしているものです。</p> <p>アの「町内における加工用ぶどうの作付面積」については、面積を「目標700a（R4年度）に対して現状459a」、検証結果を「目標面積に向けて、計画的に加工用ぶどうの作付けを行っている。」、目標達成の状況を「一部達成65%」としています。</p> <p>イの「施設の整備状況」については、「面積を「目標100%（R4年度）に対して現状0%」、検証結果を「施設建設の開始予定時期を令和3年1月としていたが、コロナ禍の影響によりスケジュールがずれこんでいる。」、目標達成の状況を「整備状況0%」としています。</p> <p>内容の説明については以上となりますが、農業委員の皆さんからの意見をお聞きしたうえで、最終的には町ホームページで公表することとしていますので、よろしくお願ひします。以上です。</p> <p>検証結果に対する琴浦町農業委員会の回答について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>農業委員会の意見について説明しますので、議案の49ページをご覧ください。</p> <p>アの「町内における加工用ぶどうの作付面積」に対する意見については、「琴浦町の検証結果について異議はなく、目標面積の達成に向けて計画的に作付が進められている。」としています。</p> <p>イの「施設の整備状況」に対する意見については、「施設の建設が行わ</p>
議長	
事務局	

	れていないため、該当なし。」としています。
議長	以上のことにつきまして、委員の皆様のご審議をお願いいたします。 農林水産課および事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。
福本委員	(福本委員より挙手あり)
議長	現地を確認されいる委員の方はおられるのでしょうか。
川崎委員	地区担当の川崎委員お願いします。
福本委員	今回の総会に先立って、現地確認を行っているというわけではありませんが、6月の下旬頃に事業を担当されている行政書士の方から伺った話の内容は、先程の農林水産課の説明と同様のものでした。
川崎委員	自分が半年ぐらい前に現地の確認に行ってみた時には、まだブドウの苗木は植えてはいませんでしたが、本当に作付面積は459aで正しいのでしょうか。
福本委員	福本委員の言われるよう、半年ぐらい前であれば作付面積は多くなかつたように自分も記憶していますが、それ以降に法万地内の農地だけではなく金屋地内の農地も合わせて、作付面積を増やしておられると思います。
議長	農林水産課より補足説明があるようですので、お願いしたいと思います。
農林水産課	補足説明をさせていただきますので、48ページの説明図をご覧ください。
福本委員	川崎委員からも説明がありましたように、ブドウを作付けされるのはワイナリー施設等建設の中心となる法万地内の農地だけではなく、説明図上部の金屋地内の農地も含まれていて、赤色で着色されている箇所が令和2年までの作付面積262a、紫色で着色されている箇所が令和3年の作付面積197aとなっています。
議長	福本委員よりご指摘のありました、半年前の時点では作付がされていなかったというのは、説明図下部の紫色で着色してある部分のことだと思いますが、北栄町の農地も含めて令和4年3月に定植されていますので、現時点での作付総面積は459aで間違いはありません。
三浦委員	分かりました。
農林水産課	その他に何か質問等はありませんか。
福本委員	(三浦委員より挙手あり)
議長	以前に行われた総会の中でも、ワイナリー建設予定地の管理が良いという意見があったと思いますが、その後は適切に管理が行われているのでしょうか。
三浦委員	ブドウ栽培を行う農地所有適格法人と定期的に開催している情報交換会の場で、農業委員会や地元の方よりありました要望等については隨時伝えていますが、人員の関係で作業が遅れ気味になっているという報告

	を受けています。
三浦委員	建設予定地の管理については分かりましたが、もう一点質問をさせていただきます。 新聞等の報道では、今年の春に農振除外手続きの完了、夏から秋頃にかけて転用申請および建設工事の着工、来年の春か夏にはオープン予定とあったと思います。今月は7月ですので、かなりスケジュールに遅れが出ているように思いますが、現在の進捗状況の詳細について説明をお願いします。
農林水産課	三浦委員の言われるよう、スケジュールが当初の計画から大幅に遅れてしまっている状況となっていて、現在は施設を設計している段階にあるということで、転用申請に必要となる図面も完成していないようです。また、ブドウ栽培を行う法人とは別の法人を立ち上げて、ワイナリー施設等の運営を行う計画となっているようですが、これから法人設立の手続きを行うところだという報告も受けています。
三浦委員 議長	こういった現在の状況から、申請が提出される時期についてまでは確かなことは言えませんが、新たに設立した法人を申請人として転用申請を行われることになるようで、施設の完成は令和5年秋頃を目指しておられると聞いています。
農林水産課	分かりました。 ブドウの栽培はいつから行われているのでしょうか。
三浦委員 議長	一番早い所では令和元年度から作付けが開始されていて、先程も説明をしましたように令和2年度、令和3年度と作付面積を増やしているところです。また今年度も県の補助事業を活用して、250a程度の面積で新たに作付を行う予定となっていますので、合計すると目標としている作付面積700aを少し超えることになります。
農林水産課	ワイナリー等の施設が全て完成するまでには、まだ1年程度は掛かることになってしまいそうですが、ブドウの作付を先行させて試験醸造を行うことを計画されているようで、今年度中には必要となる量の収穫を見込んでおられるということです。
三浦委員 議長	分かりました。その他に何か質問等はありませんか。 (三浦委員より挙手あり)
農林水産課	現在は輸入資材等の価格が高騰してきており、完成が当初予定していたよりも遅れてしまったことによって、事業費がかなり膨らんでいるのではないかと考えていますが、計画そのものが頓挫してしまうこのないようにしていただきたいと思います。
三浦委員 議長	分かりました。 その他に何か質問等はありませんか。 (質問等無し)
	質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りた

福本委員

議長

石賀英男委員

議長

川崎委員

議長

いと思います。

(挙手多数)

賛成多数ということですので、49ページの原案どおり回答することと決定いたします。

その他に移りたいと思います。7月5日に行われた農家相談の報告を福本委員にお願いします。

(農家相談1件報告)

農地委員会の報告を石賀英男委員にお願いします。

(農地利用状況調査出発式について報告)

農家担い手結婚対策事業実行委員会について、農政委員会長の川崎委員から報告をお願いします。

(農家担い手結婚対策事業実行委員会について報告)

こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、以上を持ちまして令和4年度 第4回琴浦町農業委員会総会を終了します。